

令和7年度市民防災組織災害対応力向上支援事業

(Wi-Fi・非常用発電機・蓄電池) 補助金について

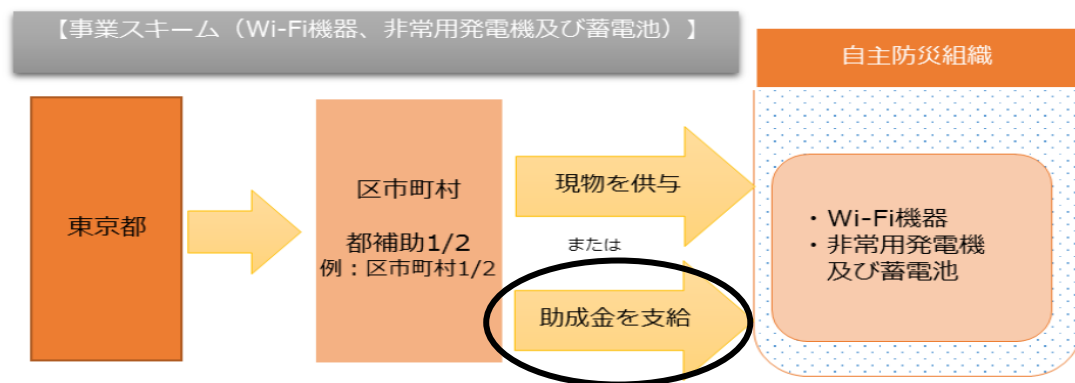
1. 事業内容

市民防災組織が、Wi-Fi環境整備、非常用発電機及び蓄電池の購入費用を自己負担することで、購入費用の1/2の補助(1組織75,000円が限度)を受けることができます。

市民防災組織の活動拠点(公会堂、集会所、防災倉庫等)において、災害時でも通信の確保やスマートフォンの充電等、情報収集が可能となることを目的とする、東京都の事業です。

※令和5年度～令和6年度に補助を受けられた組織につきましては、補助額が上限75,000円に至っていない場合に限り、残額分の補助が受けられます。

例) 令和5年度～令和6年度に、合わせて50,000円の補助を受けた場合、25,000円分の補助が受けられます。



2. 補助対象となるもの

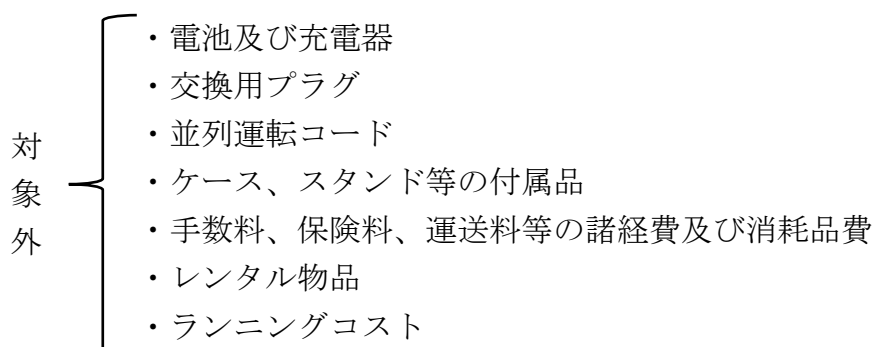
(いずれも可搬式、通信確保を用途とするもの)

- ・Wi-Fi機器(例: 置くだけWi-Fi、ポケットWi-Fi)
- ・非常用発電機
(例: ガソリン式発電機、カセットガス式発電機、LPガス式発電機)
- ・蓄電池
- ・ソーラーパネル

※Wi-Fi機器において、設置型Wi-Fiルーターは、対象外です。

※Wi-Fi機器において、住所登録が必要な置くだけWi-Fiは、対象外です。

※非常用発電機において、以下の商品は対象外です。



3. 補助金申請の流れ



・事前相談及び交付申請：8月29日（金）まで

※事前相談票（第1号様式）及び申請書（第2号様式）、見積書等の写し、Wi-Fi機器及び非常用発電機の商品カタログの写しをご準備の上、立川市役所防災課（55番窓口）までお越しください。

※記入方法がご不明な場合は、窓口にてご案内させていただきます。

※物品購入は、補助金交付決定通知書の受領後です。

交付決定前の物品購入は、補助の対象となりませんのでご注意ください。

・交付決定：令和7年11月～12月頃の予定

※決定通知受領後、申請いただいた器材の購入手続きを進めてください。

・実績報告及び補助金請求：1月上旬まで

※購入完了後、すぐに完了届（第8号様式）及び請求書（第10号様式）の提出が必要です。

・補助金支払：3月末頃の予定

・現地調査等：随時実施

立川市危機管理対策室防災課

TEL:042-523-2111（内線 2531）

E-mail:

bousai-t@city.tachikawa.lg.jp

○提出先

立川市危機管理対策室防災課（55番窓口）